

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対応等により中止となることもありますので、その場合は参加予定者に直接ご連絡いたします。

開催日	場所	時間(予定)
令和2年3月30日(月)	松本合同庁舎2階健康教育室	午後1時00分～4時00分
令和2年4月28日(火)	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分

2 令和2年4月審査分の返戻通知等のお問い合わせについて

令和2年4月28日(火)～令和2年5月6日(水)(時間未定)まで本会システムの機器更改を行うため、各種データの閲覧及び通知の出力等ができません。このため令和2年4月審査分の返戻通知等送付日及びお問い合わせ方法について以下のとおりとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

<令和2年4月審査分の返戻通知等送付日>

○伝送請求事業所・・・4月27日(月)夕方送信予定

○磁気媒体・帳票請求事業所・・・4月28日(火)発送予定

<お問い合わせ方法>

返戻通知等の内容でお問い合わせが必要な場合は、本会ホームページに掲載の「介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票」を本会介護保険課まで郵送又はFAXにて送付してください。

6日(水)に機器更改が終了し本会システムが使用可能になりましたら、照会票の受付順に回答を行う予定としています。

※7日(木)以降についても電話が繋がらない事が想定されますので、照会票でのお問合せにご協力願います。返戻通知等の問い合わせ以外についても、上記期間中は対応できかねますのでご了承願います。

なお、上記の内容は現時点で想定されるスケジュールとなります。詳細な日程や変更点については、来月発行の「信濃の介護保険 No.171」にてお知らせいたします。

大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

3 令和2年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日について

令和2年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日

	請求書受付日										支払日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
4月	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	28日 (火)
5月	金 ○	土 /	日 /	月 /	火 /	水 /	木 ○	金 ○	土 ○	日 ○	29日 (金)
6月	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	29日 (月)
7月	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	30日 (木)
8月	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 ○	日 ○	月 ○	28日 (金)
9月	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	29日 (火)
10月	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 ○	30日 (金)
11月	日 /	月 ○	火 /	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	27日 (金)
12月	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	28日 (月)
1月	金 /	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 ○	日 ○	29日 (金)
2月	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	26日 (金)
3月	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	30日 (火)

<<<請求の留意点>>>

【伝送請求】

- ・ 請求受付期間中は24時間受付が可能です。(サーバメンテナンス時等は除く)
- ・ 誤った請求を送信してしまった場合は、毎月10日までは事業所側で修正・再送信が可能です。事業所側で請求取消しを行い、ファイル単位で再請求してください。
- ・ なお、取消し処理を行った場合、取消し処理が完了したかを確認し、その後、正しいファイルを送信してください。

【電子媒体等請求・書面による請求】

- ・ ○ → 8:30~17:00まで請求受付を行います。(土曜・日曜・祝日は、8:30~16:30まで)
- ・ 書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、本会へ免除届出書を提出済みの事業所のみが該当となります。
- ・ 8月の休日受付は8日(土)、10日(月)となりますのでご注意ください。

【共通事項】

- ・ 請求締め切りは土日・祝日関係なく毎月10日締切厳守でお願いいたします。

令和2年3月審査分の支払日は4月28日(火)、令和2年4月審査分の締め切りは4月10日(金)です。
3月審査分の返戻通知等の送信日は4月1日(水)夕方、送付日は4月2日(木)を予定しております。